

箕面市特別職議員報酬等審議会	
令和7年2月20日	資料2

特別職の給与制度について

1. 現行の特別職給与制度

① 現行の特別職給料月額等

区分	給料月額	根拠例規	備考
市長	940,000円	「箕面市特別職の職員の給与に関する条例」に規定	平成18年7月1日より、現行給料月額を適用
副市長	818,000円		
教育長	724,000円		

(参考) 府内類似団体の特別職給料(単位:円)

市	市長		副市長		教育長	
	条例本則	減額後(%)	条例本則	減額後(%)	条例本則	減額後(%)
池田市	980,000	686,000	850,000	765,000	750,000	675,000
守口市	963,000	770,400	837,000	753,300	747,000	672,300
泉佐野市	860,000	593,400	740,000	547,600	660,000	521,400
富田林市	1,010,000	808,000	840,000	756,000	740,000	666,000
河内長野市	1,000,000	900,000	830,000	747,000	730,000	657,000
松原市	1,040,000	1,005,700	870,000	840,700	810,000	782,400
大東市	950,000	-	820,000	-	740,000	-
羽曳野市	990,000	693,000	700,000	-	700,000	-
門真市	960,000	720,000	850,000	680,000	750,000	637,500
平均	969,300	769,833	815,500	727,085	735,100	658,800

(※) 給与の特例としての時限的な減額措置

② 特別職の給料月額改定の手順

特別職の給料月額を増額改定する場合は、箕面市特別職議員報酬等審議会において以下の点等を勘案した審議を経て実施することになっている。

- (1) 人口、財政規模等が類似している府内団体の特別職給の改定状況
- (2) 一般職の職員の給与改定状況(一般職の職員の給与改定状況は参考資料①参照)

2. 「市民評価連動型給与制度」の導入検討の背景と先進事例

① 検討の背景

これまでは上記1のとおり、大阪府内の類似団体の状況等を勘案して特別職の給与改定を検討・実施してきたが、特別職の「経営責任」を明確化するとともに、市民の「市政への関心と納得感」を高めるため、市民の市政運営に対する評価結果に応じて特別職の給料を増減する「市民評価連動型給与制度」の導入を検討することとした。

②先進事例

先進事例として、令和5年度より寝屋川市が本制度を実施している。

寝屋川市の制度概要は以下のとおり。

項目	寝屋川市の制度の概要	
導入の趣旨	特別職の「経営責任」を明確化するとともに、市民の「市政への関心と納得感」を高めることを目的に、市民の市政運営に対する評価の結果に応じて特別職（市長・副市長・教育長）の給料の減額幅を決定する『市民評価連動型給料』を導入。	
制度の対象	市長、副市長、教育長	それぞれの領域で責任を果たし、連携を図ることで効果的な政策展開を行っていることから、市長だけでなく副市長等も対象とする。
制度の概要	・「市政運営に対する評価」の結果に応じて、30%を上限に給料を削減する。 ・「市政運営に対する評価」は、概ね4年ごとに実施している「市民意識調査」に「市政運営に関する評価項目」を設け、否定的評価が、肯定的評価を上回った場合、その上回った割合を給料から減額するもの。	
その他	賞与・退職手当は減額前の給料を基に支給	

例) ①肯定的評価40%、否定的評価60%の場合

⇒否定的評価が肯定的評価を20%上回っているため、給料から20%を減額する。

②肯定的評価30%、否定的評価70%の場合

⇒否定的評価が肯定的評価を40%上回っているが、減額上限が30%のため、給料から30%を減額する。

3. 本市における「市民評価連動型給与制度」の案

①本市における制度の案

項目	箕面市(案)	
導入の趣旨	特別職の「経営責任」を明確化するとともに、市民の「市政への関心と納得感」を高めることを目的に、市民の市政運営に対する評価の結果に応じて特別職（市長・副市長・教育長）の給料の減額幅を決定する『市民評価連動型給料』を導入。	
制度の対象	市長、副市長、教育長	それぞれの領域で責任を果たし、連携を図ることで効果的な政策展開を行っていることから、市長だけでなく副市長等も対象とする。
制度の概要	・「市政運営に対する評価」の結果に応じて、減額の場合は30%を上限に、増額の場合は10%を上限に給与に反映する。 ・「市政運営に対する評価」は、概ね2年ごとに実施している「市民満足度アンケート」	

	「一調査」に「市政運営に関する評価項目」を設け、否定的評価が肯定的評価を上回った場合はその上回った割合を給料から減額し、肯定的評価が否定的評価を上回った場合はその上回った割合に応じて給料を増額する。
その他	賞与・退職手当は減額前の給料を基に支給

②本市の制度案と寝屋川市との相違点

先進事例である寝屋川市の制度を参考としつつ、以下の点について本市独自の運用として実施したい。

(1)「市政運営に対する評価」の集計方法

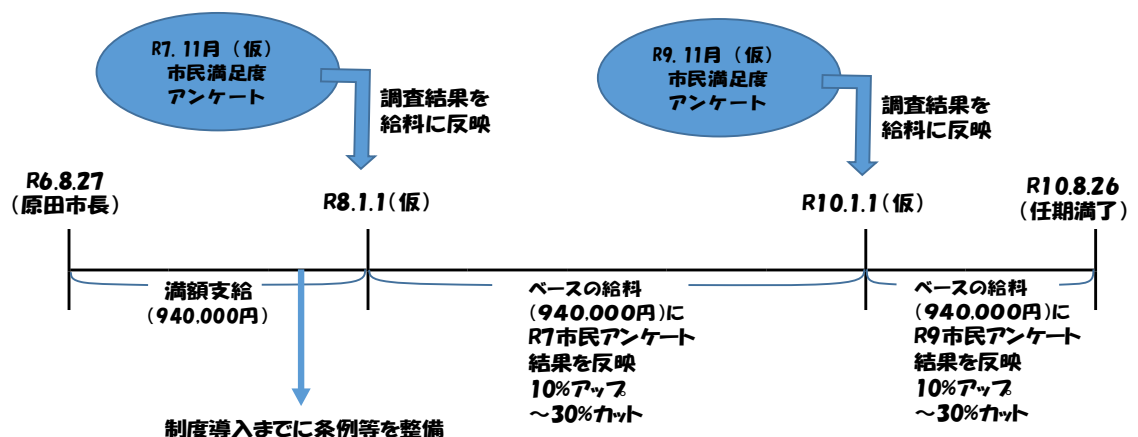
寝屋川市	・4年ごとに実施している「市民意識調査」に「市政運営に関する評価項目」を設けて実施。
箕面市	・2年ごとに実施している「市民満足度アンケート」に市政評価にかかる項目を追加して実施。次回実施は令和7年度秋以降の予定。

(2) 給与への評価反映方法

寝屋川市	・否定的評価が肯定的評価を上回った場合に給与が減額されるもので、肯定的評価が否定的評価を上回った場合のインセンティブはない。
箕面市	・否定的評価が肯定的評価を上回った場合は給与を減額。 ・肯定的評価が否定的評価を上回った場合には、その上回った割合に応じて給与を増額するインセンティブを設ける。

※本制度における給料の増減は、直近の市民アンケート結果を反映するものであり、ベースとなる現行の給料月額とは変更しない(下記イメージ図参照)。

★箕面市特別職給料イメージ図(原田市長の場合)



※上記イメージ図のとおり、令和10年1月からの給料については、ベースとなる現行の給料月額940,000円にリセットしてから市民アンケート結果を反映する(前回の市民アンケート結果は引き継がない)。

箕面市特別職議員報酬等審議会	
令和7年2月20日	資料2

(3) 制度案を導入した場合の給与

詳細は資料3『市民評価連動型給与制度を導入した場合のシミュレーション』参照

(例1) 肯定的評価90%、否定的評価10%の場合

(肯定的評価)－(否定的評価)＝＋80 のため、給与10%増額

市長 940,000円⇒1,034,000円(+94,000円)

副市長 818,000円⇒ 899,800円(+81,800円)

教育長 724,000円⇒ 796,400円(+72,400円)

(例2) 肯定的評価45%、否定的評価55%の場合

(肯定的評価)－(否定的評価)＝▲10 のため、給与10%減額

市長 940,000円⇒ 846,000円(▲94,000円)

副市長 818,000円⇒ 736,200円(▲81,800円)

教育長 724,000円⇒ 651,600円(▲72,400円)

【参考】市長の退職手当不支給について

肯定的評価が否定的評価を上回った場合に人件費が増額しますが、原田市長は退職手当を受け取らない方針であるため、受け取らない退職手当の額より評価制度により10%増額となった場合の4年間の増額の計が下回るため、財政的な負担は生じません。

(市長の退職手当額)

$940,000円 \times 19 / 100 \times 48月 = 8,572,800円 \dots A$

(市長が評価制度により10%増額となった場合の4年間の増額の計)

$1,263,360円 / 年 \times 4年 = 5,053,440円 \dots B \quad A > B$

4. 審議会の今後のスケジュール案

令和7年2月20日 第1回審議会(案件の説明)

令和7年3月上旬 第2回審議会(第1回の説明を踏まえて審議)

令和7年3月下旬 第3回審議会(事務局より答申案を提案し、審議)

令和7年4月 審議会で確定した答申内容を踏まえた制度設計

(第3回審議会までで答申案が確定しない場合は引き続き審議会を開催)

令和7年6月 令和7年第2回定例会で関係条例の改正を提案